令和３年９月１日

保護者の皆様

知多市教育委員会
教育長　永井　清司

学習用情報機器等の家庭への持ち帰りについて（通知）

日頃より知多市の教育にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

本市では、子どもたち１人１人に個別最適化され、創造性を育むＩＣＴ教育の実現に向け、小学１年生から中学３年生までの全児童生徒にタブレット端末を整備しておりますが、愛知県への緊急事態宣言の発令に伴い、これまで校内で利用していたタブレット端末の家庭への持ち帰りを進めていくことを計画しております。

つきましては、お子様に貸与するタブレット端末等の利用に係る注意事項をご確認いただき、下記のとおり同意書のご提出をお願いします。なお、同意書の様式は下記のＵＲＬ若しくはＱＲコードからも入手いただけます

お手数をおかけいたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

１　提出物　別紙「学習用情報機器等の貸与に係る同意書」
https://www.city.chita.lg.jp/docs/2021081200019/files/douisyo11.docx

２　提出期限　令和３年９月８日（水）

３　提出方法　担任にご提出ください。

４　その他

(1) タブレット端末を家庭で利用する場合は、無線通信環境が必要となります。必ずご家庭で無線通信環境が利用可能であるか、あらかじめご確認ください。

(2) ご家庭に無線通信環境が無い方に対しては、モバイルルーター貸出希望調査の結果に基づき、モバイルルーターの貸し出しを併せて行います。家庭に通信環境を整備し、貸し出しが不要となった方はお知らせください。

(3) タブレット端末等を投げる、水をかける等、故意に故障を生じさせた場合は、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。裏面、同意書の控えを保管していただき、別紙「タブレット等持ち帰りのルール」の内容を遵守いただきますようお願いいたします。

(4) タブレット端末の持ち帰りの詳細については、別途学校からご案内します。

同意書様式

（担当　知多市教育委員会学校教育課　電話　０５６２－３６－２６８２）